

# 豊見城市市民農園利用規則

## (目的)

第1条 この規則は、豊見城市市民農園利用者が、野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深め、より良い市民農園にすることを目的とする。

## (豊見城市市民農園の管理者)

第2条 豊見城市市民農園は、豊見城市が開設し、管理するものとする。

## (利用者の資格)

第3条 豊見城市市民農園の利用者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 豊見城市内に住所を有する20歳以上の者。
- (2) 豊見城市市民農園を適切に維持、管理できる者。
- (3) 豊見城市市民農園利用規則を遵守できる者。
- (4) 市税等の滞納がない者。
- (5) その他市長が認める者。

## (利用の申込)

第4条 豊見城市市民農園利用希望者は、豊見城市市民農園利用申込書及び、豊見城市税完納証明書、豊見城市国民健康保険税完納証明書を豊見城市経済建設部農林水産課へ提出するものとする。

- (1) 募集期間は、すべての利用区画の利用者が決まるまで、随時募集するものとする。
- (2) 利用申込書等の提出は、豊見城市経済建設部農林水産課へ持参するものとする。
- (3) 1世帯1区画のみの申込みとする。

## (利用契約)

第5条 利用者は、利用決定の後に豊見城市市民農園利用契約を締結するものとする。

## (利用期間)

第6条 豊見城市市民農園の利用期間は、原則として2年間とし、更新も可能とする。ただし、管理者の都合により利用期間を変更する場合がある。

2 利用開始日は、利用の申込みがあった月の翌月1日とする。

## (区画数)

第7条 豊見城市市民農園は、豊見城市字伊良波606番地2及び606番地5とし、利用区画数は、一般区画(60㎡)が80区画、就農者育成区画(455㎡)が2区画の合計82区画とする。

## (利用料)

第8条 豊見城市市民農園利用料及び支払期限は、下記のとおりとする。ただし年度途中からの利用は月割の利用料を利用開始の月末までに支払うものとする。

区画	利用期間		利用料	支払期限
一般区画	4月1日から3月31日まで	12ヶ月間	15,000円	利用期間中の 4月30日
就農者育成区画			44,750円	

## (利用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

## (市民農園の利用)

第10条 豊見城市市民農園利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 永年性の樹木、作物を栽培してはならない。
- (2) 建築物や工作物等を設置してはならない。
- (3) 自らが利用契約した市民農園の利用区画を他の者に転貸してはならない。
- (4) 豊見城市市民農園利用者駐車場は、利用する区画内とし、周辺道路への違法な駐車はしてはならない。
- (5) 豊見城市市民農園内にごみ等を捨ててはならない。
- (6) 豊見城市市民農園における作物の栽培は、原則として自家消費のものとする。
- (7) 良好な環境を保全するために、騒音や悪臭等の防止に努めなければならない。
- (8) 他の利用者に迷惑をかけないように、適切な管理に努めなければならない。
- (9) 農薬の使用に関しては、他の利用区画及び周辺農地へ飛散等の被害を与えないように適正に使用し、豊見城市やJAおきなわ豊見城支店等が開催する農薬講習会等へ参加するよう努めるものとする。
- (10) 豊見城市市民農園利用者間のトラブルは、当事者間で処理するものとする。

(利用契約の解約)

第11条 次に該当するときは、豊見城市市民農園利用契約を解約することができる。

- (1) 豊見城市市民農園利用者が適切な管理を行わない場合、又は豊見城市市民農園利用規則を遵守しない場合。
- (2) 豊見城市市民農園利用者が利用契約の解約を申し出たとき。
- (3) 豊見城市市民農園管理者のやむを得ない理由による時。この場合、豊見城市市民農園利用者へ解約する6ヶ月前までに通知するものとする。

(市民農園の返還)

第12条 豊見城市市民農園利用者は、利用期間が終了したとき又は、前条の規定による利用契約の解約をしたときは、速やかに豊見城市市民農園を現状に回復し、豊見城市へ返還しなければならない。

(利用料の返還)

第13条 すでに支払った豊見城市市民農園利用料は、返還しないものとする。ただし次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は、全部を返還することができる。

- (1) 利用者の責任でない理由で利用できなくなった場合。
- (2) 管理者が正当な理由があると認めた場合。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については豊見城市が別に定める。

(附則) この規則は、平成23年10月24日から施行する。

(改正) 平成24年4月1日から施行する。

(改正) 平成26年4月1日から施行する。

(改正) 平成27年3月2日から施行する。

(改正) 平成28年1月8日から施行する。

(改正) 平成29年12月1日から施行する。